**2022年度 実践的英語体験活動推進事業（グローバル体験プログラム）**

**事業委託仕様書**

**１　事業名**

実践的英語体験活動推進事業（通称：グローバル体験プログラム）

**２　事業目的・内容**

大阪府では、大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な将来のグローバル人材となり得る層の裾野を拡げることを目的として、大阪府内に所在する高等学校等の生徒及び中学３年生を対象に、外国人スタッフとの模擬施設等を活用した実践的な英語体験により、参加する生徒が、海外への興味・関心を高め、英語でコミュニケーションをとることの楽しさを実感するとともに、外国人に自分の考えを伝えたり、大阪の魅力を紹介するなど、自然に英語で交流を図ることができるコミュニケーション感覚や能力を育成するプログラムを実施する。

**３　契約期間**

令和４年４月初旬から令和５年３月31日まで（予定）

**４　履行場所**

大阪府内

**５　委託上限額**

7,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

**６　委託事業の内容**

大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な将来のグローバル人材となり得る層の裾野を拡げることをめざすプログラムとして、以下の（１）～（３）の業務を行う。

1. 参加生徒募集
2. プログラムの実施
3. 効果検証・評価

**（１）参加生徒募集**

・ 以下の「参加生徒募集概要」を参照し、参加生徒の募集を行うこと。

・　参加生徒募集ちらしの作成、及び本事業専用のウェブページを立ち上げ、参加生徒募集に係る案内を行うこと。

・　広く本事業の広報を行い、募集定員に達する参加生徒を確保すること。

（参考）参加生徒募集概要（予定）

1. 対象者
	1. 大阪府内に所在する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程（以下「高校等」という。）に在学中の生徒
	2. 大阪府内に所在する中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部（以下「中学校等」という。）の第3学年に在学中の生徒
2. 募集定員　2,000名（但し、①1,500名、②500名を目処とする。）
3. 申込方法等
学校単位での申込・参加を基本とするが、中学校等の生徒については、個人での申込・参加も可能とする。
申込の受け付けは先着順とする。

**（２）プログラムの実施**

海外の雰囲気や英語を使用する場面を想定した模擬施設等を活用し、外国人スタッフとの実践的な英語体験を行う。

* + 1. **プログラムの運営について**

・ 参加する生徒が通いやすく利便性・安全性が高い会場を確保すること。

・ １レッスン120分以上とすること。

・　新型コロナウイルス等感染症対策（会場等の3密対策、スタッフ及び参加生徒等のマスク等着用、検温、手指の消毒等）を徹底すること。

・ 受託者の管理下にある間、参加生徒に生じる可能性のある急激かつ偶然な外来の事故に備え、傷害保険に加入するなど安全を確保できる体制をとること。

* 1. **プログラムの内容について**

・ 次の３つの観点を盛り込んだ内容とすること。

▷ 参加する生徒が、世界の多様な文化に触れる、知ることで、海外への興味・関心を高めることができる。

▷　参加する生徒が、英語でのコミュニケーションの楽しさを実感し、英語の習得意欲を高めることができる。

▷　自分の考えを伝えたり、大阪の魅力を紹介できるなど、参加する生徒の外国人と自然に英語で交流できるコミュニケーション感覚・能力が育成される。

・ 参加する生徒に対し、外国人スタッフが１対１に近い形で指導・サポートし、英語だけを使用する環境となるよう工夫すること。

・　参加する生徒の英語レベルに配慮すること。

・ 英語体験の効果を高めるとともに、参加後の振り返りができるような教材を用意すること。

**（３）効果検証・評価**

参加した生徒、教員等に対し、本事業の目標を踏まえたアンケート調査を実施するとともに、参加校に対しては、プログラム修了の1か月後を目安に、参加した生徒の英語習得への意欲や取組む態度などがどのように変化したかを確認するアンケート調査を実施し、これら調査の結果をとりまとめ、事業の効果検証・評価を行うこと。

**７　成果指標**

・ 参加生徒が海外に関心を持った割合：95％以上

・　参加生徒が英語を習得しようと思った割合：95％以上

・　プログラムの参加校数：50校以上

**８　企画提案を求める事項**

本事業の事業目的及び委託事業の内容を踏まえ、以下の（１）～（５）の事項について提案すること。なお提案にあたっては、新型コロナウイルス等による影響を考慮した上で、事業目的を達成できる効果的なプログラムとなるよう工夫すること。

1. 実施体制
2. スケジュール
3. 参加生徒募集
4. カリキュラム
5. 評価体制
6. **実施体制**

本事業を効果的かつ円滑に実施できる実施体制について、以下の提案項目①、②の具体的な提案を求める。また、以下の項目以外にも、必要と考えるものについては提案を求める。

① 教員、スタッフ等の人員配置

② 事業の実施体制

【留意事項】

・　「①人員配置」は以下に留意すること。

▷配置する人員やスキル（業務経験や年数、類似事業での実績等）を明示すること。

▷外国人スタッフを配置すること。

・　「②事業の実施体制」については、以下を明示すること。

▷実施会場

▷模擬施設等の活用について

▷参加生徒の安全を確保するための対応方法や体制等の危機管理体制

▷新型コロナウイルス感染症等対策（国又は府の示すガイドライン等に沿った対策）

▷参加校、参加生徒への連絡方法も含めたプログラム中の管理体制

・　過去の類似事業実績（現場での経験等）がある場合は、応募書類の様式４「類似事業実績申告書」にて明示すること。

**（２）スケジュール**

プログラムのスケジュールについて、以下の提案項目①、②の具体的な提案を求める。また、以下の項目以外にも、必要と考えるものについては提案を求める。

① 参加生徒募集のスケジュール

② グローバル体験プログラムの開講スケジュール

**（３）参加生徒募集**

「６（１）参加生徒募集」を参照し、生徒募集について、以下の提案項目①、②の具体的な提案を求める。また、以下の項目以外にも、必要と考えるものについては提案を求める。

① 参加生徒募集の方法

② 本事業の広報計画

**（４）カリキュラム**

大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な将来のグローバル人材となり得る層の裾野を拡げることをめざすプログラムとなるよう、グローバル体験プログラムのカリキュラムについて、提案項目①～④の提案を求める。また、以下の項目以外にも、必要と考えるものについては提案を求める。

①　参加生徒にとって実践的な英語体験となるような効果的で実現性の高い実施計画の内容

②　参加生徒が世界の多様な文化に触れる、知ることで、海外への興味・関心を喚起できるような内容

③　参加生徒が英語でのコミュニケーションの楽しさを実感し、英語の習得意欲を高めることのできる内容

④　外国人に自分の考えを伝えたり、大阪の魅力を紹介できるなど、自然に英語で交流できるコミュニケーション感覚・能力が育成される内容

【留意事項】

・　カリキュラムの策定にあたっては以下を留意すること。

▷外国人スタッフが参加生徒に対し１対１に近い形で指導、サポートし、英語だけを使用する環境となるよう工夫すること。

▷参加する生徒の英語レベルに配慮すること。

▷英語体験の効果を高めるとともに、参加後の振り返りができるような教材を用意すること。

・　プログラムの実施予定団体数を明記すること。

・　プログラムで使用するテキスト等のサンプルを添付すること。

**（５）評価体制**

プログラムの効果検証、評価を行う体制について以下の提案項目①、②の具体的な提案を求める。また、以下の項目以外にも、必要と考えるものについては提案を求める。

①　参加生徒や教員等、参加校を対象としたアンケート調査の結果等を活用した効果の検証・評価体制

②　事業効果の検証、評価による事業内容の改善の方法

**９　プログラム実施にあたっての留意事項**

・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。

・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

・ 受託者は、具体的なプログラムの内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後14日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること。

・ 事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

・ 参加する生徒が1,600名に満たなかった場合は、契約金額を定員2,000名で除した額に、1,600名と参加生徒数の差数を乗じた額を委託費から減額する。

**10　事業完了後に大阪府へ提出するもの**

受託者は、事業完了後、事業完了報告書及び成果物として本事業で作成したプログラム等（印刷物・データ等）一式を紙形式とPDFファイル形式の電子データで大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

**11　著作権等の取り扱い**

・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府が保有する。

・　成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

・　納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

**12　再委託について**

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア　業務の主要な部分を再委託すること。

イ　契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ　公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

**13 　個人情報の取扱いについて**

個人情報の取扱いについて、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第49条第２項に基づく事業者指針（平成18年5月9日大阪府告示第1075号）を参考に適切に行うこと。

**14 その他**

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。